

「熱中症予防対策はじめました。」 ポスター掲示への取組について

1. 取組み内容

「熱中症予防対策はじめました。」ポスターを現場内の作業員がよく目にする箇所に掲示し、現場作業員に対し熱中症予防の理解を深め、取組み期間中における熱中症の発症ゼロを目標とするものです。

ポスター下面の「熱中症予防対策メニュー」の各項目について、取組を行っている場合は、項目の右端にある□に／線を入れ、☑として下さい。（☑を入れると、～あり☑（ます）となります。）

掲示する際は、熱中症予防対策メニュー欄の下部にある責任者職氏名部分に責任者の氏名を記載して下さい。

2. 取組期間

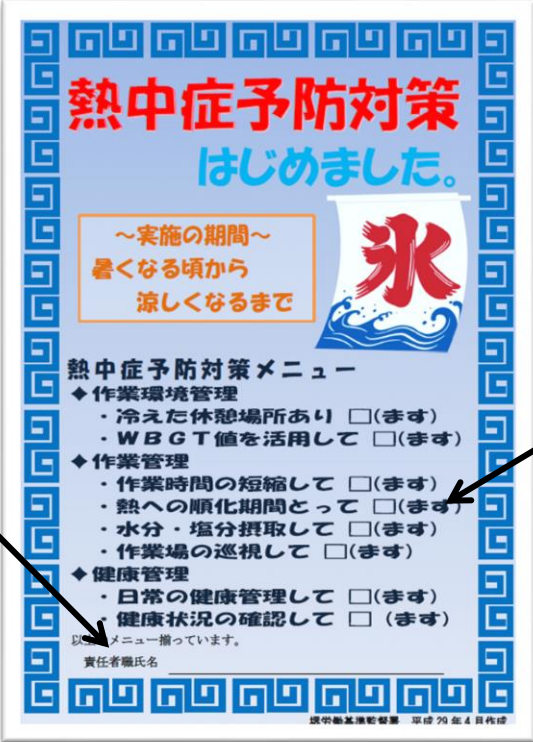
4月下旬から9月末頃まで（ポスターには具体的な期間は示さず「暑くなるころから涼しくなる期間まで」としています）。

3. ポスターの入手について

大阪労働局ホームページの「労働基準監督署からのお知らせ」欄の「熱中症予防対策始めました。」活動からポスターをダウンロードして使用して頂けます。

（大阪労働局ホームページ <http://osaka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>）

事業場の責任者の氏名を記入して下さい。



斜線／を記入し、☑（ます記号）として下さい。
実施済みの項目には、～あり□（ます）の□に

（ポスターのサイズに決まりはありません。）